

尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に必要な事項を専門的な見地から検討するため、尾張旭市都市計画マスタープラン策定検討会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、構成員9名以内で組織する。

2 会議の構成員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 構成員の任期は、任命の日から都市計画マスタープランの策定及び公表の日までとする。

(会長)

第4条 会議には、会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、関係職員、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 会議には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議の求めに応じて出席し、意見を述べるができる。

3 オブザーバーが事故等により出席できないときは、その職務を代理する者が会議に加わることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランの策定及び公表をもって、その効力を失う。